（建築業務監理室、建築安全調査室及び建築物事故調査・防災対策室並びに昇降機等事故対策官、監督調整官及び建築設計環境適正化推進官）

第七十八条　建築指導課に、建築業務監理室、建築安全調査室及び建築物事故調査・防災対策室並びに昇降機等事故対策官、監督調整官及び建築設計環境適正化推進官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　建築安全調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建築基準法又はこれに基づく命令に係る違反建築物の調査に関すること（建築物事故調査・防災対策室及び昇降機等事故対策官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

5　（削る）

6　建築物事故調査・防災対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　昇降機に関する事故その他の建築物に関する事故の調査及び再発防止対策に関すること（昇降機等事故対策官の所掌に属するものを除く。）。

二　建築物の質の向上その他建築の発達及び改善に関すること（建築物防災対策に関するものに限る。）。

7　建築物事故調査・防災対策室に、室長を置く。

8　昇降機等事故対策官は、命を受けて、昇降機に関する事故その他の建築物に関する事故の調査及び再発防止対策に関する企画及び立案並びに調整に関する事務で特定事項に関するものをつかさどる。

9・10　（略）

（建築業務監理室、建築安全調査室、昇降機等事故調査室及び建築物防災対策室並びに建築物認定調整官、監督調整官及び建築設計環境適正化推進官）

第七十八条　建築指導課に、建築業務監理室、建築安全調査室、昇降機等事故調査室及び建築物防災対策室並びに建築物認定調整官、監督調整官及び建築設計環境適正化推進官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　建築安全調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建築基準法又はこれに基づく命令に係る違反建築物の調査に関すること（昇降機等事故調査室の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

5　（略）

6　昇降機等事故調査室は、昇降機に関する事故その他の建築物に関する事故の調査及び再発防止対策に関する事務をつかさどる。

7　昇降機等事故調査室に、室長を置く。

8　建築物防災対策室は、建築物の質の向上その他建築の発達及び改善に関する事務（建築物防災対策に関するものに限る。）をつかさどる。

（新設）

9　建築物防災対策室に、室長を置く。

10　建築物認定調整官は、命を受けて、建築基準法に規定する構造方法等の認定及び特殊構造方法等認定に関する企画及び立案、調整、指導並びに監督に関する事務で特定事項に関するものをつかさどる。

11・12　（略）

（市街地住宅整備室及び景観建築企画官）

第七十九条　市街地建築課に、市街地住宅整備室及び景観建築企画官一人を置く。

2・3　（略）

（削る）

（削る）

4　（略）

（建築物認定調整官及び建築環境推進官）

第七十九条の二　住宅局に、建築物認定調整官及び建築環境推進官それぞれ一人を置く。

2　建築物認定調整官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち建築基準法の規定による構造方法等の認定及び特殊構造方法等認定に関する企画及び立案、調整、指導並びに監督に関する事務で特定事項に関するものを助ける。

3　建築環境推進官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものを助ける。

一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定による建築物に関するエネルギーの使用の合理化に関すること。

二　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の規定による低炭素建築物の普及の促進に関すること。

（市街地住宅整備室及びマンション政策室並びに景観建築企画官）

第七十九条　市街地建築課に、市街地住宅整備室及びマンション政策室並びに景観建築企画官一人を置く。

2・3　（略）

4　マンション政策室は、マンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第一号に規定するマンションをいう。以下この条において同じ。）の建替え及び管理（マンションの敷地及び附属施設並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第一号ロに掲げる土地及び附属施設の管理を含む。）並びに除却する必要のあるマンション及びその敷地の売却に関する事務をつかさどる。

5　マンション政策室に、室長を置く。

6　（略）

（新設）